



2025 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 フトン巻きのジロー株式会社
(コード番号 9167 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 森下 洋次郎
問合せ先 取締役 梶川 量由
T E L 028-666-4218
U R L <https://futonmaki.jp>

臨時株主総会招集のための基準日設定 及び TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

フトン巻きのジロー株式会社（本社：栃木県宇都宮市、代表取締役社長 森下 洋次郎、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）招集のための基準日設定及び当社株式の上場廃止申請について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、2025 年 11 月 27 日開催予定の本臨時株主総会の特別決議を経た上で、上場廃止申請をすることになります。なお、本臨時株主総会の開催場所及び「上場廃止申請の件」以外の付議議案については、2025 年 10 月 30 日に開示する予定です。

記

1. 上場廃止申請の目的及び理由

当社は、2023 年 8 月 10 日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）へ上場いたしました。しかしながら、2024 年 12 月期において、収益性が低下している直営店 9 店舗及び運営受託 25 店舗を減損損失として 726,427 千円を計上した結果、当期純損失 855,610 千円を計上し、その結果、純資産は△374,941 千円と債務超過となりました。

また 2025 年 3 月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請しているため、さらなるコスト削減を実行する必要があります。このような状況下、事業再建施策の一つとして上場維持コストの削減を図る目的で、一旦非上場化することが必要であると判断いたしました。

非上場化後も、TPM 上場によって培われたコーポレートガバナンスや内部管理体制を継続的に強化しつつ、現在推進中のコンテナ式ミニランドリー「フトン巻きのコジロー」のフランチャイズ出店に注力し、安定した収益を継続的に確保した上、一般市場への上場を目指していきたいと考えております。そしてこの選択は、将来的には当社の経営や事業の発展に大きく寄与するものと考えております。

これらのことから、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 1 項に基づき、今後、上場廃止申請をすることとしたいと考えております。

2. 本臨時株主総会開催日及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、本臨時株主総会にて上場廃止申請の件を付議する予定です。

2025 年 11 月 12 日（水）：臨時株主総会招集通知発送

2025 年 11 月 27 日（木）：臨時株主総会開催日

2025 年 11 月 27 日（木）：上場廃止申請書の提出日

2025 年 12 月 25 日（木）：上場廃止日

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、上場廃止となる予定です（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特定の施行規則」第 130 条）。

3. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により、当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの期間について、担当 J-Adviser としての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

4. 本臨時株主総会に関する基準日について

2025 年 11 月 27 日（木）に開催予定の本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 10 月 29 日（水）を基準日として定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

公告日：2025 年 10 月 14 日（火）

基準日：2025 年 10 月 29 日（水）

公告方法：電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<https://futonmaki.jp/ir>

5. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について

開催日時：2025 年 11 月 27 日（木）

開催場所及び決議事項：2025 年 10 月 30 日に開示する予定です。

以上